

## 火災警報取扱要綱（H20 年訓令甲第 18 号）改正概要

## 1 火災警報等取扱要綱改正概要（案）

（１）林野火災注意報及び林野火災警報の新設に伴う発令基準の制定（消防庁通知準用）

林野火災注意報発令基準（案）

1 月から 5 月で以下ア又はイのいずれかの条件に該当する場合

ア 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 mm 以下

イ 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下かつ、乾燥注意報が発表

林野火災警報発令基準（案）

林野火災注意報発令基準 + 強風注意報

（２）林野火災注意報及び林野火災警報の新設に伴う解除基準の制定（消防庁通知準用）

林野火災注意報及び林野火災警報解除基準（案）

林野火災注意報及び林野火災警報は、毎朝 5 時頃の気象概況の通報を受けた際に加え  
降雨又は降雪があったとき。

（３）林野火災注意報及び林野火災警報（以下「火災警報等」という。）発令時の措置（独自）

※従前の火災警報との比較表

| 火災警報発令時の措置（※は新設）                   | 林警 | 林注 |
|------------------------------------|----|----|
| 市役所への通報                            | ○  |    |
| 多治見警察署への通報                         | ○  |    |
| 報道機関への通報                           | ○  |    |
| 消防団幹部（分団長以上）への通報                   | ○  | ○  |
| プロパンガス協会への通報                       |    |    |
| 中部電力パワーグリッド株式会社への通報                |    |    |
| 防災行政無線によるサイレン吹鳴（発令時）及び広報（発令時及び中間時） | ○  | △  |
| ※多治見消防緊急メール（順次指令）による職員への一斉通報       | ○  | ○  |
| ※多治見市消防本部公式 SNS による広報              | ○  | ○  |
| 広報車等をもって市内を巡回し、火災予防の徹底を図ること。       | ○  | △  |
| 火災警報発令掲示板の掲示（各署、各消防団車庫）            | ○  |    |
| サイレンの吹鳴 5 回                        | ○  |    |
| 消防職員の自宅待機等の適用                      | ○  |    |

（４）施行日 令和 8 年 1 月 1 日

以上